

幸せに生きる福祉社会の実現 富山県民福祉条例を制定



富山県民福祉条例が平成8年9月27日に公布・施行（一部は後日施行）されました。この条例は、高齢化、少子化、核家族化等の進展に伴う様々な福祉に関する問題に対応するため、福祉施策を総合的に推進し、県民の福祉の増進を図ることを目的にその基本理念や基本的な施策などを明らかにするものです。

条例の特徴

1. 福祉人材等のソフト面と生活関連施設の整備等のハード面の両面にわたる総合的条例
2. すべての県民を対象とし、特に高齢者、障害者等に配慮
3. 多様な福祉サービスの提供、福祉に関する産業の振興等、新しい視点が盛り込まれていること
4. 幅広く県民の意見を聴いて策定



制定の意義

高齢化、少子化、核家族化等の進展に伴う家庭における介護能力等の低下に対応するため、家庭、地域社会、行政が一体となって、介護支援体制の整備を図り、また障害者等の社会参加を促進する環境や児童が健全に生まれ育つ環境の整備を図っていくことが、大きな課題となっております。

富山県民福祉条例は、このような状況を踏まえ、本県独自の立場から福祉施策について、今後の基本的方向を明確にするものです。

基本理念

- 富山県民福祉条例は、
- ①すべての県民が個人として尊重される社会
 - ②すべての県民が互いに支え合い共に生きる社会
 - ③すべての県民が健やかで安全かつ快適な生活を営むことができる豊かな社会
 - ④すべての県民が等しく社会的活動に参加することができるとともに、福祉社会の実現に向けた県・市町村・事業者の責務と県民の役割を明示するとともに、福祉に関する施策の基本方針を定め、次に掲げる福祉に関する基本的な施策を明らかにしています。



施策の概要

県では、この条例に基づき、「人づくり」、「ネットワークづくり」、「まちづくり」を基本として次のような福祉施策を総合的、計画的に進めていきます。

- 福祉の心の醸成（人づくり）
 - ・県民の福祉に対する意識啓発と、福祉教育の充実
 - ・幅広い福祉人材の養成、確保及びその資質の向上
- 福祉の輪の形成（ネットワークづくり）
 - ・保健、医療及び福祉等の施策の有機的連携と多様な福祉サービスの提供体制の整備
 - ・福祉に関するボランティア活動を行いやすい環境づくり
 - ・福祉に関する相談や情報提供の体制の整備
 - ・高齢者、障害者等に対する福祉に関する情報提供の充実

- 自立と社会参加への環境整備（まちづくり）

- ◇社会環境の整備
 - ・県民の健康の保持・増進のための支援
 - ・介護の支援体制や福祉施設の整備の促進
 - ・母子保健等の充実や子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり

- ◇生活環境の整備
 - ・人にやさしいまちづくりを推進するための生活関連施設の整備基準の策定や新築等の届出など（なお、整備基準等の詳細については、今後、規則で定める予定です。）



しあわせに生きる福祉社会をめざして

県では、市町村、事業者、県民の連携協力のもと、「幸せに生きる福祉社会」の実現をめざしていきます。県民の皆さんも、この条例の趣旨をご理解のうえ、高齢者、障害者等に対する理解を深め、互いに支え合い共に生きる地域社会づくりに努めていきましょう。